

給水装置工事設計・施工指針の一部改正について 意見を募集します

給水装置工事設計・施工指針は、水道法、小田原市水道給水条例、及びその他の関係法令に基づき、水道使用者等の財産となる給水装置工事の設計及び施工等の基準を定めたものです。

このたび、県内水道事業体等の動向を踏まえ、より適正な給水装置工事の施行を確保するため、一部改正を行いますので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

(1) 市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ中央「市政へのご意見・ご提案」のバナー

⇒ 「パブリックコメント」

⇒ 「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒ 「給水装置工事設計・施工指針の一部改正」内の意見投稿フォーム

(2) 意見記入用紙（別紙様式）による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-0296 小田原市高田401番地

小田原市給排水業務課給水装置係あて

イ ファクスを利用する場合

FAX番号：0465-41-1239 小田原市給排水業務課給水装置係あて

ウ 直接持参する場合

小田原市上下水道局1階給排水業務課 ※午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日曜日、祝日を除く。）

2 意見提出期間

令和5年1月13日（金）から令和5年2月13日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- 提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- 意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承願います。
- 提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

4 問い合わせ先

小田原市給排水業務課給水装置係

電話：0465-41-1232 FAX：0465-41-1239